

インフルエンザ・肺炎の予防には 予防接種が効果的です



■問い合わせ先 健康課 ☎(36)1187

インフルエンザ予防には 流行前の接種が効果的

インフルエンザは、空気の乾燥する年末から3月にかけて流行する傾向があります。接種後、効果が出るまでは約2週間かかり、持続効果は約5カ月間です。予防には、流行前の接種が効果的です。

インフルエンザを流行させないために、熱やせきの症状がある場合は、マスクを着用して、他の人にうつさないようにしましょう。特に、医療機関を受診するときは、必ずマスクをしましょう。

**高齢者は「B類疾病の定期接種」となり、
自己負担金は1,000円です**

対象	(接種日当日に) 65歳以上の人	* 自己負担金1,000円 * 左下「免除について」も確認を
	(接種日当日に) 60~64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の身体障害者手帳1級の人 * 接種時、身体障害者手帳の提示が必要	

* 表以外の方は全額自己負担です。金額は、接種する医療機関に確認を

高齢者の肺炎球菌予防接種の 対象者ではありませんか?



肺炎は年間を通じて発生しますが、特に冬は、インフルエンザなどで傷んだ気道から体内に細菌が入りやすくなるため、感染する危険性が高まります。

肺炎球菌予防接種は、平成26年度の予防接種法改正で「B類疾病の定期接種」となりました(接種義務はありません。接種を受ける人が希望する場合に限り、実施します)。同30年度までの間に、1人1回、定期接種の対象となり、その年度でのみ、接種費用の一部を公費で負担します。

平成27年度(平成28年3月31日まで)の対象者

「今までに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人」で、 「この表に該当する人」が対象です	65歳	昭和25年4月2日生~ 昭和26年4月1日生の人	* 自己負担金5,680円 * 左下「免除について」も確認を
	70歳	昭和20年4月2日生~ 昭和21年4月1日生の人	
	75歳	昭和15年4月2日生~ 昭和16年4月1日生の人	
	80歳	昭和10年4月2日生~ 昭和11年4月1日生の人	
	85歳	昭和5年4月2日生~ 昭和6年4月1日生の人	
	90歳	大正14年4月2日生~ 大正15年4月1日生の人	
	95歳	大正9年4月2日生~ 大正10年4月1日生の人	
	100歳	大正4年4月2日生~ 大正5年4月1日生の人	
		(接種日当日に) 60~64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の身体障害者手帳1級の人 * 接種時、身体障害者手帳の提示が必要	

* 定期接種対象者でない人は全額自己負担です。金額は、接種する医療機関に確認を

免除について

自己負担金が1,000円(インフルエンザ)か、5,680円(高齢者の肺炎球菌)となる人の内、「免除の要件」に該当する人は、接種時に証明書類を持参することで、その自己負担金が免除されます。

* 後日持参しても返金はありません

免除の要件	インフルエンザの証明書類 (①②③⑤のいずれか)	高齢者の肺炎球菌の証明書類 (①②④⑤のいずれか)
市民税非課税世帯(世帯全員が市民税を課税されていない世帯)の人	①介護保険負担限度額認定証	
	②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
	③市インフルエンザ予防接種費用徴収免除対象者証明書(10~12月発行)	④市高齢者の肺炎球菌予防接種費用徴収免除対象者証明書
生活保護世帯の人	⑤診療依頼書(福祉課発行)	

* ③④は、接種前に「健康保険証」と「印鑑」を持参し、健康課(西館1階)で申請を(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。接種する本人以外が代理で申請する場合は、「委任状(右記)」「代理人印鑑」「代理人身分証明書(健康保険証など)」が必要。交付は無料

宗像市長あて 平成 年 月 日
委任状

高齢者の予防接種費用徴収免除対象者証明書の取得に関する一切の件を代理人に委任します。

本人 住所 氏名 印 (年 月 日生)
電話番号
来庁できない理由

代理人 住所 氏名 印 (年 月 日生)
電話番号
本人との関係

切り取り